

# パシナルス・ピンオフに関する 改正会計基準案、公表

— ASBJ

去る10月5日、企業会計基準委員会が、第511回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## パシナルス・ピンオフの会計処理

これまで議論されてきた、企業会計基準適用指針公開草案80号（企業会計基準適用指針2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等につき、公表議決が行われ、出席委員全員の賛成で可決された（10月6日公表。 [https://www.asb.or.jp/jp/accounting-standards/exposure\\_draft/y2023/2023-1006.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting-standards/exposure_draft/y2023/2023-1006.html)）。

また、あわせて日本公認会計士協会から会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案が公表されている（ <https://jicpa.or.jp/specialized-field/20231006ruy.html>）。

## 金融資産の減損

第206回金融商品専門委員

会（2023年10月20日号（No.1691）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関するステップ2を採用する金融機関における開示について、審議が行われた。

(1) 金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表に関する再提案

IFRS7号「金融商品…開示」の定めを取り入れるかどうかについて、財務諸表利用者へアウトリーチが行われた結果を踏まえ、事務局より、IFRS7号の定めを取り入れ、企業が開示目的に照らして金融商品のクラス別の調整表における内訳項目を判断することを強調する等の再提案が行われた。

(2) ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する振返り

これまで聞かれた意見に対する分析や方向性が示された。信用リスク・エクスポージャー開示、財務諸表以外の開示への参

照について、文案検討時に再検討する等の対応案が示された。

\*

委員からは特段異論は聞かれなかった。

## 日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管

### 8月にコメントが締め切られた

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」へのコメント対応ならびに、移管基準の体系や移管基準の適用の文案が審議された。

## 四半期報告書制度の見直しへの対応

前回親委員会（2023年10月10日号（No.1690）情報ダイジェスト参照）に引き続き、四半期報告書制度の見直しについて審議が行われた。

事務局から、既存の中間財務諸表作成基準等の改正は行わず、改正金商法案により新たに半期報告書を提出することとなる次の会社に適用される会計基準等を、（仮称）中間会計基準等として新たに開発する案が示された。

- (1) 特定事業会社以外の上場会社等
  - (2) 特定事業会社以外の非上場会社
- 会社が上場会社等の制度を適

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年8月期) 2カ月延長法人(令和5年7月期) ④ 消費税・地方消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税・地方消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 税を考える週間(11月11日(土)～17日(金)) 国税庁・国税局・税務署		

用する場合

また、中間会計基準等の検討方針として、原則として四半期会計基準等における第2四半期の会計処理および開示の取扱い

を踏襲し、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換えるとする案が示された。委員からは、賛成意見が聞かれた。次回以降、個別論点を検討していく。

会計

## 借手のリース期間・少額リースの簡便法、議論

ASBJ、リース会計専門委

去る10月3日、企業会計基準委員会では第134回リース会計専門委員会を開催した。

の閾値の考え方にに基づき、蓋然性を判断する案が示された。専門委員から「事務局提案で

第133回（2023年10月10日号（No.1690）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応と個別審議事項について、審議が行われた。

問題ないと思うが、設例8には経済的インセンティブ以外の要素も含めすべての事実と状況を考慮しうたうえでリース期間を判断する点あり、本基準と整合していないのではないか」との意見が聞かれた。事務局は「別のコメント提出者からも見直すべきというコメントをいただいているので、設例の検討時にあらためて検討する」とした。

### (1) 「合理的で確実」の閾値

リース期間の定めについて、延長または解約オプションの行使可能性に関する「合理的で確実」の閾値の明確化を求めるコメントが寄せられた。事務局から、米国基準トピック842「リース」

### (2) リースの強制力に関するガイダンスの追加

リースの強制力について「IFRS 16号『リース』BC127項のような規定がないと、どのようなものが本会計基準案における延長オプションに該当する

### 会計・監査・開示 ※来し方行く末

## 上場企業に対する規制等① （全般）

公認会計士  
市川 育義

前号まで5回にわたり投資対象となる株式会社の会社運営について、特徴的な点を説明してきた。今回からは、資本市場に位置する上場企業に対する金融商品取引法等による規制内容を取り上げることとする。

### ① 上場企業に対する規制

会社法は、小規模閉鎖会社から大規模な上場企業まで、株式会社を中心としてすべての会社に適用すべきルールを網羅的に規定している。

となる。

このため、世界中の人々に開かれた資本市場に上場する株式会社については、会社法だけでなく、たとえば、金融商品取引法、東証ルール、コーポレートガバナンス・コードなど、会社法以外の規制の影響を強く受けることとなる。なかでも、金融商品取引法による規制は、上場企業等に対する規制の中核をなすものとして、その影響は大きい。

### ② 金融商品取引法

金融商品取引法は、わが国の金融・資本市場の環境変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図るため、その前身である証券取引法や関連法を改廃統合して、2006年に公布され、翌年に施行された。金融商品取引法の目的は、次のとおり、第1条に規定されている。

の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

特徴的な点としては、投資者保護を最終目的に位置づけて、特に次の3つの規制内容を規定しているところにあると考えられる。

- ・投資者の判断材料となる上場企業等の開示内容を規制すること
- ・金融商品取引業者を行う者（証券会社等）の業務を規制すること
- ・不正取引（風説の流布、相場操縦、インサイダー取引等）を規制すること

\*

次回からは、金融商品取引法による前記規制内容の基本的な事項のほか、各種規制内容について説明する。

このような会社法による規制は、基本的に現在の株主と経営者との関係を前提としたものであるといえるが、上場企業になると、潜在株主である投資家を含め、利害関係者は爆発的に増加することとなり、経済社会に与える影響度はより一層増すこと

### 第1条 この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業者を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所

のかについて多様な解釈が生じ得る」としてガイダンスの追加を求めるコメントが寄せられた。事務局からは、「簡素で利便性の高い会計基準」の開発方針に基づき、ガイダンスを追加しない旨が提案された。

専門委員から「IFRS 16号の考え方に慣れていない方は、日本特有の契約書の文言が延長オプションに該当するのかわからないのか判別するのが難しいため、ガイダンス追加を求めるコメントを出してきているのでは」と、ガイダンスの追加を求める意見が聞かれた。

事務局は「こういった説明を入れ始めると、他の箇所も入れなくてはならず、当初の『簡素で利便性が高い会計基準を開発する』というコンセプトからは外れてしまう。ガイダンスを追加する意味がどれだけあるのか考えたい」とした。

第511回親委員会では、「不確実性が増すので、追加しないほうがいい」との意見が聞かれた。

(3) その他コメント対応  
借手のリース期間に関する定めについて、「使用権資産およびリース負債の計上を回避するために短期リースを繰り返し契約するという懸念がある」との

コメントが寄せられた。

事務局は、「短期リースに該当するかどうかは、解約不能期間に延長または解約オプションの対象期間を加えた期間で判定することになっているため、その懸念は一定程度排除されている」とした。

専門委員からは、「『短期リースを繰り返し契約するという懸念』については、質問者は1年リースを繰り返し契約するような形で短期リースを想定して質問されており、延長オプションとは関係ないのでは」という意見が聞かれた。

事務局は、「解約の期間のみ定められていて延長オプションなしというケースがあるのであれば、回答は異なると思うので、コメントの書き方を再検討する」とした。

### 少額リースに関する簡便的な取扱い

事務局は、IFRS 16号における簡便的な取扱いについて米ドルで閾値を設定している点について、反対意見が多かったため、次の3つの案を示し、案1を事務局案として提案した。

(案1) 適用指針本文において、「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、結論の背

景において、当該定めがIFRS 16号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであることを追記する。

(案2) 適用指針本文において「原資産の価値が新品時におよそ60万円以下のリース」と定め(2015年の為替レート約120円で換算)、結論の背景において、当該定めがIFRS 16号における原資産が少

## 会計 グローバル・ミニマム課税に関する簡便的な見積り等、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る10月4日、企業会計基準委員会は第87回税効果会計専門委員会を開催した。

前回(2023年9月10日号(No.1687)情報ダイジェスト(No.1687)に引き続き、グローバル・ミニマム課税(以下、「GM課税」という)に関する改正法人税への対応について、審議が行われた。また、10月5日開催の第511回親委員会でも議論された。

主な審議事項は以下のとおり。  
年度の連結・個別財務諸表に関する簡便的な見積り  
事務局から次の提案が示され

額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであること、2015年の為替レート約120円で換算したものであることを追記する。

(案3) 本公開草案の提案から変更しない。

専門委員からは、案1を推す声が多かった。

第511回親委員会でも、案1への賛成意見が聞かれた。

た。

- (1) 当連結会計年度および当事業年度を対象会計年度とするGM課税に関する法人税等の見積りにあたっては、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、その合理的な金額を見積る旨を定め、結論の背景において、財務諸表作成時に入手可能な情報に関する考え方を記載する。
- (2) 適用初年度における年度の連結・個別財務諸表に関して考えられる簡便的な見積りの

例を規範性のない教育文書として提供する。

専門委員からは、事務局案への賛成意見が聞かれた。また、「経過措置を選択適用したら、その旨を注記すべき」との意見も聞かれた。

第511回親委員会では、「教育文書は公開草案と同時に公表するのかわ」との質問に対し、事務局から「教育文書に関するデュープロセスの改正を行うため、同時は難しい」と回答があった。

### 適用初年度後の各年度の四半期の取扱い

事務局から、「適用初年度と同様に、適用初年度後の各年度についても、当面の間、四半期連結・四半期財務諸表においてGM課税制度に基づく上乗せ税額を計上しないことができるとの経過措置案が示された。専門委員からは、異論は聞かれなかった。

\*

専門委員から今後のスケジュールについて質問があり、事務局から年内の早い段階で公開草案を公表したいとの回答があった。



国際会計

# SECの開示更新と単純化に対応する開示改善ASU、公表—FASB

去る10月9日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2023-06「開示の改善—SECの開示のアップデートと単純化の提唱への対応」を公表した。

SECは、2018年8月に「開示のアップデートと単純化」を公表し、主に、財務諸表の開示を規定している規則S-X (Regulation S-X) の改正を行った。SECは、これを契機に、FASBに規則S-X等の開示・表示を会計基準に組み入れることを求めていた(組入れ後、それらの開示はSECの規則から除かれる予定)。

ASUは、SECが参照していた27の開示・表示のうち14の開示・表示を組み入れた。このASUは、FASBのSECへの対応の結果であり、会計基準への組入れにより、規則S-Xの参照の機会が減少し、GAAP(規則S-XはGAAPを構成する)の適用を容易にする。

**ASUの概要**

このASUは、多くのトピック

クの改訂を含んでいるが、次の開示の要求が主な改訂である。

- ① 期中財務諸表について次の事項を個別に開示する。
  - ・報告主体の変更(連結範囲の変更など)があった場合、重要な前年度の遡及修正の「内容」と「修正が当期純利益と利益剰余金に与える影響」の開示
  - ・年度と同様に、EPS計算の基礎と、計算に使用された株式数の開示
- ② 「抵当権、質権、またはその他の先取特権の対象となる資産」と「関連する担保された債務」の開示
- ③ 期末の長期借入金に関する「未使用のコミットメントの金額と条件」、期末の短期借入金に関する「未使用融資限度額(line of credit)と条件」と「加重平均利率」の開示
- ④ 年度に、「デリバティブ商品」と「それに関連する損益」のキャッシュ・フローのキャッシュ・フロー計算書での計上

場所の会計方針の開示

- ⑤ 再購入契約 (repurchase agreement) (証券または他の資産の再購入を合意して売却する契約) に関して次の事項を開示する。
  - ・再購入した負債の未払利息と平均利率の開示
  - ・リスク額が資本の10%を超える場合、個々の相手先(counterparty)のリスクの金額等の開示
- ⑥ 逆再購入契約 (reverse repurchase agreement) (証券または他の資産の再販を合意して購入する契約) に関する、資本の10%を超える場合の個々の相手先のリスクの金額の開示等

**適用関係**

SEC登録企業のASUの改訂の適用日は、SECが改訂の対象となる要求を規則S-X等から削除した日となり、ASUは将来に向かって適用されるが、早期適用は禁止される。2027年6月30日までにSECが削除しない場合には、すべての企業にASUは有効とならない。

国際会計

# 気候関連開示を要求する州法案、成立—米カリフォルニア州

去る10月7日、米カリフォルニア州知事は、米国を拠点とする公開企業と非公開企業の双方(日本企業の子会社も含む)に、気候関連の定量的開示と定性的開示の双方を要求する「SB-253—気候変動企業データ説明責任法」と「SB-261—温室効果ガス・気候関連の財務リスク」の州法案に署名した。

**気候変動企業データ説明責任法**

州法SB-253は、温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1(直接のGHG排出量)、スコープ2(購入した電気または他の形態のエネルギーからの間接GHG排出量)、およびスコープ3(バリューチェーンにおけるアップストリームとダウンストリームの活動からのGHG排出量)を、GHGプロトコル(GHG排出量の算定について広く使用されている基準)の報告ガイドランスを活用し、毎年定量的に開示することを義務づける。

**温室効果ガス・気候関連の財務リスク**

州法SB-261は、TCFDが

(図表) 適用年度と要求内容

年度	要求内容
2026年	・1月1日までに、最初の2年ごとの定性的な開示(収益が5億ドルを超える企業) ・限定的な保証付きの2025年のスコープ1とスコープ2のGHG排出量の開示(収益が10億ドルを超える企業)
2027年	2026年のスコープ3のGHG排出量の開示(2025年のスコープ1とスコープ2のGHG排出量の開示から180日以内)(収益が10億ドルを超える企業)
2030年	合理的な保証付きのスコープ1とスコープ2のGHG排出量と限定的な保証付きのスコープ3のGHG排出量の開示(収益が10億ドルを超える企業)

定めた取組みと開示ガイドランスを活用し、気候関連財務リスクとそのリスクを低減し、そのリスクに適用する措置に関する定性的な開示を、2年ごとに、自社のウェブで公開することを義務づける。

**適用範囲・適用日**

2022年3月に公表されたSECの気候変動に関する開示要求の公開草案での開示の対象は上場企業だが、非上場企業でも州法の収益額の閾値を満たせば、カリフォルニア州法に基づく開示が要求される。適用日は図表のとおり。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年10月4日	女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)に係る上場制度の整備等に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東証	女性版骨太の方針2023において、女性活躍と経済成長の好循環を実現するための具体的な施策の1つとして、プライム市場の上場会社について、女性役員比率に係る数値目標等が示されたことを踏まえ、所要の上場制度の整備を行うもの。10月10日から施行。 <a href="https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/jr4eth0000003kyy-att/gaiyo_TSE.pdf">https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/jr4eth0000003kyy-att/gaiyo_TSE.pdf</a>	—
2023年10月6日	租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	特定資産を取得する場合の税額控除制度に共通する取扱いとして、圧縮記帳と税額控除との調整に係る取扱いを明らかにするもの。供用年度後の事業年度および供用年度において圧縮記帳の適用を受ける場合の取扱いが明確化されている。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/231003/index.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/231003/index.htm</a>	—

金融

## FRBのシナリオに沿って生産者物価の上昇率

米労働省が10月11日に発表した9月の生産者物価指数（PPI）は、前年同月比で2.2%の上昇となった。4月に2.3%の上昇後、5月～8月は2.0%以下で推移していたが、3カ月連続で上昇して4月の上昇幅に近づいた。ただし、食品やエネルギーなどの変動の大きな項目を除くと、5月以降は2.2～2.8%とおおむね変化がない。前月比では0.5%の上昇で、変動項目を除くと0.3%の上昇だった。前月比0.5%の上昇は、おおむね0.3%の上昇をみている民間予測が多かったものの、市場があらためて織り込みにくいほどではなかった。

上昇幅の約70%は3.3%の上昇率だったエネルギー価格に起因する。また、指数を構成する項目は、財とサービスに分けられるが、財全体の指数を押し上げているのは、財の価格指数の上昇に寄与率40%以上を占めるガソリン価格の上昇である。イスラエルとイスラム組織ハマスの戦闘が激化すれば、このガ

証券

## ファンダメンタルズ好転の日本株価のリスク

米株式市場は米連邦準備制度理事会（FRB）のインフレ、景気動向への言及と金利操作の方向性の示唆に動かされてきた。発言内容が金利見通しの好転を意味すれば、株価は上昇、そうでなければ株価は下落する。そして、他国市場の株価は米市場の変動に追随して動く。ただし、追隨の度合いは各国によって差があり、現在、日本市場が最も強く米市場に連動するようだ。

日本市場が米市場に強く反応する理由は、日本経済、企業収益の見通しが他国市場よりも明るいからだと思われる。米株価が金利見通しの改善によって多少でも上向くと、日本株価は待ちきれないというように大きく跳ねる。欧州、中国、韓国などは経済見通しが明るくなく、米株価への追従幅も小さい。日本経済はコロナ禍の混乱、低迷から抜け出し、消費や投資など明るい話が増えてきた。また、将来を見据えた企業の投資意欲の高まりを伝える情報も多くなっており、企業収益の好転

が著しい。国内需要の回復による企業収益の向上に加え、海外依存度の高い企業は円安によって収益を上乘せしている。10月下旬から11月上旬には3月期決算企業の2Q決算の発表が行われる。収益の上方修正が相次ぐと予想されており、その時の米市場・米株価の状況次第ではあるものの、日本株価が独歩高の展開になる可能性も考えられる。

その頃の日本株価のリスク要因としては、まず米市場の動向である。米FRBの利上げ政策が失敗して米株価下落となった場合、日本株価の動揺も避けられない。また、FRBとは別個に日銀がマイナス金利から離脱する金融政策に踏み切った場合、そのタイミングや方法が適切かどうかが問われる。さらに10月上旬、突如ハマス対イスラエルの戦闘が勃発した。どこまで拡大するかは予想の限りでない。しかし、戦闘が惹起する世界の資源・エネルギー価格への影響も、日本株価にとってのリスクである。